

FastCheckout ハードウェア無償提供規約

契約申込者は、当社が提供するキャッシュレス決済自動精算機用ソフトウェア「FastCheckout」及びその関連ドキュメント（以下「本件ソフトウェア」と総称します。）の使用許諾（以下「本件使用許諾」といいます。）のお申込みをされるのに当たって、当社から契約申込者に対する本件ハードウェア（第2条に定義します。以下同じ。）の無償提供に関し、この規約（以下「本規約」といいます。）に同意いただく必要があります。

第1条（適用）

本規約は、当社による本件ハードウェアの無償提供の条件及び契約者と当社との権利義務関係を定めることを目的とし、契約者と当社との間の本件ハードウェアの無償提供に関連する一切の關係に適用されます。

第2条（定義）

本規約において使用される用語は、以下に定める意味を有します。

- (1) 「当社」とは、GMOヘルステック株式会社（GMO Healthtech, Inc.）をいいます。
- (2) 「本規約」とは、このFastCheckoutハードウェア無償提供規約をいいます。
- (3) 「本件ソフトウェア」とは、当社が提供するキャッシュレス決済自動精算機用ソフトウェア「FastCheckout」及びその関連ドキュメントをいいます。
- (4) 「本件ハードウェア」とは、当社が提供するキャッシュレス決済自動精算機であって、提供時に本件ソフトウェアがインストールされているものをいいます。
- (5) 「本件使用許諾」とは、当社が本件ソフトウェアの使用許諾を行うことをいいます。
- (6) 「本件使用許諾契約」とは、当社が別途定める「FastCheckout ソフトウェア使用許諾規約」（URL：<https://terms.gmo-healthtech.com/hc/ja/articles/48315864067609>）を契約内容として、契約申込者と当社の間で締結される、当社の本件使用許諾を受ける旨の契約をいいます。
- (7) 「本件ハードウェア無償提供契約」とは、本規約を契約内容として、契約申込者と当社の間で締結される、当社が契約者に本件ハードウェアを無償提供する旨の契約をいいます。
- (8) 「契約申込者」とは、本件ハードウェア無償提供契約締結の申込みをする者をいいます。
- (9) 「契約者」とは、当社との間で本件ハードウェア無償提供契約を締結した者をいいます。
- (10) 「契約者設備」とは、契約者が所有又は管理するコンピュータ、サーバ、ケーブル、インターネット通信機器、システム、ソフトウェア（OS、ブラウザ、ウイルスセキュリティソフトを含みます。）、アプリケーションその他設備をいいます。本件ハードウェアは、契約者設備に含まれません。
- (11) 「書面等」とは、書面及び電磁的記録をいう。
- (12) 「法令等」とは、条約、法律、条例、政令、省令、規則、告示、判決、決定、仲裁判断、通達、ガイドライン、行政機関の命令・政策、自主規制機関及び金融商品取引所の規則等をいう。
- (13) 「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。
- (14) 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの者と密接な関わりを有する者若しくはこれらに準じる者

をいいます。

第3条 （本件ハードウェア無償提供契約の成立）

1. 契約申込者が、当社所定の方法により本件ハードウェア無償提供契約締結の申込みを行った場合、契約申込者と当社の間で本件使用許諾契約が成立したことを条件に、本件使用許諾契約の成立と同時に、契約申込者と当社の間で、本規約を契約内容として本件ハードウェア無償提供契約が成立します。
2. 契約申込者が前項の申込みを行った場合、契約申込者は本規約に同意した上で、本件使用許諾契約締結の申込みを行ったものとみなします。
3. 契約申込者が、本件ハードウェア無償提供契約締結の申込みをしたときは、当社の書面等による承諾がない限り、当該申込みの撤回をすることはできません。
4. 第1項の申込みに対して、当社が本件ハードウェアを契約申込者に引き渡したにもかかわらず、本件使用許諾契約が成立しなかった場合、契約申込者は本件ハードウェアを速やかに当社に返還するものとします。
5. 当社は、契約者との間に成立した本件ハードウェア無償提供契約に従い、本件ハードウェアを契約者に無償提供します。

第4条 （所有権の移転及び危険負担）

1. 本件ハードウェアの所有権は、本件ハードウェア無償提供契約が成立したことを条件として、当社が本件ハードウェアを契約者に引き渡した時に契約者に移転します。
2. 本件ハードウェアの引渡後に生じた本件ハードウェアの毀損、滅失その他の損害は、当社の責に帰すべき事由がある場合を除き、契約者が負担します。

第5条 （本件ハードウェアの担保責任）

1. 本件ハードウェアについて、品質不良、欠陥、瑕疵、故障、不具合、セキュリティインシデント又は破損（以下「ハードウェアトラブル」と総称します。）を発見した場合、契約者は当社にあらかじめ問合せの上、本件ハードウェアを当社まで送付することにより、ハードウェアトラブルの原因調査を当社に依頼することができます。但し、当該ハードウェアトラブルについて、原因が明白であると当社が判断した場合、又は修理が不能であることが明白であると当社が判断した場合はこの限りではありません。
2. 本件ハードウェアの引渡しから1年以内にハードウェアトラブルを発見した場合、当社は、本件ハードウェアにつき、無償で修理、部品交換又は全体交換（以下「無償対応」と総称します。）をするものとします。但し、原因調査等によってハードウェアトラブルが契約者の責に帰すべき事由により生じたものと判明した場合、当社は無償対応の義務を負わず、契約者の依頼に応じて、有償で修理、部品交換又は全体交換（以下「有償対応」と総称します。）をすることができます。
3. 本件ハードウェアの引渡しから1年を経過した後にハードウェアトラブルを発見した場合、当社は無償対応の義務を負わず、契約者の依頼に応じて、有償で修理、部品交換又は全体交換（以下「有償対応」といいます。）をすることができます。
4. 無償対応をするに当たって、当社は、無償対応のうち、修理、部品交換又は全体交換のいずれを行うのかについて、当社の単独の裁量により選択することができます。
5. 有償対応は、当社が、契約者に対し、有償対応の価格を別途提示し、契約者がこれを承諾したときにのみなされるものとします。
6. ハードウェアトラブルの原因調査、無償対応又は有償対応に伴って生じた、契約者と当社の

間の本件ハードウェアの運送に要する費用は、以下の各号に掲げる場合の区分に応じて、各号に定めるとおりとします。

- (1) 契約者が所有する本件ハードウェアにつき無償対応がされた場合
本件ハードウェアの運送に要する費用は、無償とします。
 - (2) 契約者が所有する本件ハードウェアにつき、ハードウェアトラブルの原因調査のみがされた場合、又は有償対応がされた場合
本件ハードウェアの運送に要する費用は、契約者が沖縄県又は離島に所在するときは契約者が負担するものとし、それ以外は無償とします。
7. 前各項の規定は、本件使用許諾契約が原因の如何を問わずに終了した後には、将来に向かって効力を失い、それ以降、当社はハードウェアトラブルの原因調査、無償対応又は有償対応の義務を負いません。
8. 本条の規定は、本件ハードウェアに係る当社の担保責任（契約不適合責任を含みます。）、保証責任その他の責任の一切を定めたものとします。

第6条 （代替ハードウェアの貸与）

1. ハードウェアトラブルの原因調査、無償対応又は有償対応のために契約者がその所有する本件ハードウェアを使用できない場合、契約者は、自己が所有する本件ハードウェアとは別の本件ハードウェア（以下「代替ハードウェア」という。）を無償で借り受けることができます。
2. 契約者は、借り受けた代替ハードウェアにつき、善良な管理者の注意をもって使用し、管理するものとする。
3. 契約者は、ハードウェアトラブルの原因調査、無償対応若しくは有償対応が完了し、自己が所有する本件ハードウェアが当社から返送されて契約者に到達した場合は、当該到達後5営業日以内に借り受けた代替ハードウェアを当社に発送するものとします。本件ハードウェア無償提供契約が解除された場合も同様とします。
4. 契約者と当社との間の代替ハードウェアの運送に要する費用は、以下の各号に掲げる場合の区分に応じて、各号に定めるとおりとします。
 - (1) 契約者が所有する本件ハードウェアにつき無償対応がされた場合
代替ハードウェアの運送に要する費用は、無償とします。
 - (2) 契約者が所有する本件ハードウェアにつき、ハードウェアトラブルの原因調査のみがされた場合、又は有償対応がされた場合
代替ハードウェアの運送に要する費用は、無償とします。但し、契約者が沖縄県又は離島に所在するときは、当社の見積りに従い、契約者は特別運送料を負担するものとします。
5. 第1項の規定にかかわらず、以下の各号に掲げる場合は、契約者は代替ハードウェアを借り受けることにつき当社が別途定める使用料を当社が別途定める方法により支払うものとします。
 - (1) 当社から契約者に代替ハードウェアを送付し、契約者に到達した後5営業日経過したにもかかわらず、契約者がその所有する本件ハードウェアを当社に発送しない場合
 - (2) 当社が原因調査、無償対応若しくは有償対応後の本件ハードウェアを契約者に送付し、契約者に到達した後、又は本件ハードウェア無償提供契約が解除された後、5営業日経過したにもかかわらず、契約者が代替ハードウェアを当社に発送しない場合
6. 契約者の責に帰すべき事由により代替ハードウェアに係るハードウェアトラブルが生じた場合、契約者は当該代替ハードウェアの修理に要する費用その他の損害を当社に賠償するもの

とします。

第7条 (契約者設備)

1. 契約者は、本件ハードウェアを使用するための契約者設備を自己の責任と負担により構築するものとします。
2. 契約者は、契約者設備について、自己の責任と負担により情報セキュリティを確保するものとします。

第8条 (使用条件)

契約者は、本件ハードウェアの使用及び管理に当たり、以下の各号に掲げる事項を遵守するものとします。

- (1) 稼働させる場合は、温度5°Cから35°Cの範囲内で、かつ、湿度20%から80%の範囲内の空間で稼働させること
- (2) 使用しない場合は電源を切ること
- (3) 本件ハードウェアを移動する場合は、接続するケーブルを全て外すこと
- (4) 長時間使用しない場合は接続ケーブルを外すこと
- (5) 廃棄する時は、法令等に従って廃棄すること
- (6) 前各号の他、当社が別途開示するマニュアル、手順、ガイド等に従うこと

第9条 (禁止事項)

契約者は、本件ハードウェアの使用及び管理に当たり、以下の各号に掲げる行為をしてはけません。

- (1) 契約者の医療機関において診療報酬の精算を行うこと以外に使用すること
- (2) 本件ソフトウェア以外のソフトウェア又はアプリケーションを、当社の事前の書面等による承諾なくインストールすること
- (3) 分解又は改造をすること
- (4) 水又は異物を入れること
- (5) 不安定な場所、常時5°C以下若しくは40°C以上の場所、煙、油若しくは水がかかる場所、火若しくは直射日光があたる場所、アルコール若しくは有害なガスに触れる場所、ほこり若しくは粉塵の多い場所、振動がする場所、磁気を発生するものに近い場所その他産業用機器の設置に不適切な場所に置くこと
- (6) 電源の指定許容範囲を超えて使うこと
- (7) 濡れた手で触れること
- (8) 通風孔又はスリットを塞ぐこと
- (9) 落とす、ぶつけるその他の衝撃を与えること
- (10) 温度差の激しい場所を急に移動させる等の結露を生じさせる行為
- (11) 前各号の他、精密機械の取扱いとして不適切な行為

第10条 (使用停止条件)

1. 契約者は、本件ハードウェアの使用に当たり、以下の各号に掲げる事由に該当した場合、速やかに使用を停止するものとします。
 - (1) 煙が出る、異臭がする、又は異音がする場合
 - (2) 異常に熱くなった場合

2. 前項の場合、契約者はハードウェアトラブルの有無を確認するものとします。

第11条（知的財産権の帰属）

本件ハードウェアに係る知的財産権は当社又は当社に利用許諾をした第三者に帰属し、本件ハードウェア無償提供契約の締結により契約者に移転し、又は利用許諾されるものではありません。

第12条（秘密保持義務）

1. 契約者は、当社から本件ハードウェア無償提供契約に関連して、口頭、書面等その他開示の方法及び媒体を問わず、開示された情報のうち当社が秘密であることを明示した情報（口頭で開示された情報については、開示の際に当該情報が秘密であることを明言したうえ、開示後 10 日以内に当該情報の内容及び当該情報が秘密である旨を書面等で契約者に通知した情報に限る。）（以下「秘密情報」という。）を、当社が事前の書面等による承諾をした場合を除き、第三者に開示又は漏えいしてはなりません。但し、以下の各号に掲げる情報については、秘密情報に含まれません。
 - (1) 開示時に既に公知であった情報
 - (2) 開示後に契約者が本条に違反することなく公知となった情報
 - (3) 開示時に契約者が既に適法に保有していた情報
 - (4) 契約者が秘密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (5) 契約者が当社から受領した秘密情報を使用することなく独自に開発したことを証明した情報
2. 前項の規定にかかわらず、以下の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときには、契約者は、合理的に必要な限度において、売主に係る秘密情報を開示することができます。
 - (1) 本件ハードウェア無償提供契約の締結及び履行に関連して秘密情報の開示を受ける必要のある、契約者の弁護士、公認会計士、税理士、司法書士又は法令等上秘密保持義務を負う専門家に対して開示する場合
 - (2) 法令等に基づき、裁判所、行政機関その他の公的機関に対して開示が義務づけられている場合
3. 本件ハードウェア無償提供契約が、解除その他の原因の如何を問わず、終了した場合、買主は秘密情報を復元不可能な方法で消去するものとします。

第13条（権利義務の譲渡等の禁止）

1. 契約者は、当社の事前の記名押印又は署名（電子署名を含みます。以下同じ。）がある書面等による承諾を得た場合を除き、本件ハードウェア無償提供契約に係る契約上の地位、又は本件ハードウェア無償提供契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、引き受けさせ、担保提供し、その他の処分をしてはなりません。
2. 契約者は、当社の事前の記名押印又は署名がある書面等による承諾を得た場合を除き、本件ハードウェアを第三者に譲渡、承継、貸与、担保設定その他の処分をしてはなりません。
3. 当社は、本件ハードウェアに係る事業を第三者に譲渡し又は承継（合併、会社分割等による承継を含みます。）させる場合、本件使用許諾契約に基づく権利義務及び本件ハードウェア無償提供契約上の地位を当該第三者に譲渡し、又は承継させることができます。
4. 前項の場合、当社は、契約者の情報を前項の第三者に承継させることができます。

第14条（免責事項）

1. 地震、台風、津波、噴火その他天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為、重大な疾病、伝染病、法令等の制定又は改廃、公権力による命令・処分その他政府による行為、争議行為、輸送機関又は電気通信事業者等の事故、その他不可抗力による本件ハードウェア無償提供契約の全部又は一部（金銭債権を除く。）の債務不履行については、いずれの当事者もその責任を負いません。
2. 契約者が、本件ハードウェア無償提供契約に関連して、以下の各号に掲げる事由により損害を被った場合であっても、当社は責任を負いません。
 - (1) 契約者が第8条（使用条件）から第10条（使用停止条件）までの規定に違反したこと
 - (2) 本件使用許諾契約に違反したこと
 - (3) 契約者設備
3. 前各項の場合を除き、契約者が、本件ハードウェア無償提供契約に関連して、損害を被った場合は、債務不履行責任、不法行為その他の請求原因の如何を問わず、当社に故意又は過失があるときに限り、当社は責任を負担します。当該損害賠償責任は、通常生ずべき損害に限られ、特別の事情によって生じた損害（逸失利益を含みます。）については、当社による当該事情の予見の有無を問わず、責任を負いません。また、当該損害賠償責任の累計額は、請求の原因及び請求の個数の如何を問わず、契約者が本件使用許諾契約に従い当社に支払った料金の総額を上限とします。
4. 前項の規定にかかわらず、本件ハードウェアに係る当社の担保責任（契約不適合責任を含みます。）、保証責任その他の責任の一切は、第5条（本件ハードウェアの担保責任）に定めるものに限定されます。

第15条（契約者の損害賠償責任）

契約者が、本件ハードウェア無償提供契約に違反した場合は、当該違反により当社に生じた損害（合理的な弁護士費用を含みます。）を当社に賠償するものとします。

第16条（契約の解除等）

1. 当社は、契約者が以下の各号に掲げる事由のいずれかに該当した場合、何らの催告をすることなく、直ちに本件ハードウェア無償提供契約を解除することができます。
 - (1) 支払停止があった場合、又は仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
 - (2) 電子記録債権、手形又は小切手が不渡りとなった場合
 - (3) 銀行取引停止の状態に陥った場合
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) 監督官庁より営業（医師免許、医業、医療機関の業務及び保険医療機関の指定を含む。）の取消又は停止その他の処分を受けた場合
 - (6) 第12条（秘密保持義務）又は第13条（権利義務等の譲渡等の禁止）に違反した場合
 - (7) 前各号の他、本件ハードウェア無償提供契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
2. 前項による解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げません。

第17条（事例の公表）

当社は、契約者が本件ハードウェアの無償提供を受けたことに関して、契約者の氏名又は名称を公表することができます。但し、契約者が当社に反対の旨を通知した場合はこの限りではありません。

第18条（通知・周知）

1. 当社から契約者への通知は、契約者の電子メールアドレスへの電子メール送信若しくは登録住所への郵送により行うものとし、当該通知が通常到達すべきである時に到達したものとみなします。
2. 契約者から当社へのお問い合わせ、通知及び連絡の方法は、電話、当社ウェブサイトにおける問合せ送信とします。

第19条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者及び当社は、相手方に対して、本件ハードウェア無償提供契約成立日において、自ら、自らの取締役、監査役、理事、監事及び執行役員等の業務執行について重要な地位にある者、並びに主要な出資者（併せて本条において「役職員等」という。）が、反社会的勢力に該当していないことを表明、保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約します。
2. 契約者及び当社は、相手方に対して、本件ハードウェア無償提供契約成立日において、以下の各号のいずれにも該当していないことを表明、保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約します。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 自己又は役職員等が反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) その他自己又は役職員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
3. 契約者及び当社は、相手方に対して、自ら又は第三者をして以下の各号のいずれかに該当する行為及び該当するおそれのある行為を行わないことを誓約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の運営にかかる業務を妨害する行為
 - (5) 反社会的勢力が役職員等となり、又は第2項各号に該当する行為
 - (6) 前各号に準ずる行為
4. 契約者及び当社は、本件ハードウェア無償提供契約成立日後に、相手方において(i)第1項若しくは第2項に定める表明及び保証事項が虚偽若しくは不正確となる事由が判明若しくは発生し、若しくは発生すると合理的に見込まれる場合、又は(ii)第1項から第3項に定める誓約に違反する事由が判明若しくは発生した場合には、通知・催告その他の手続を要することなく、かつ自己の債務を履行することなく、直ちに本件ハードウェア無償提供契約の当事者間で締結された全ての契約の全部又は一部を解除することができます。
5. 前項による解除によっては、解除者の被解除者に対する損害賠償請求は妨げられず、被解除者は解除者から請求があり次第、解除者に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。
6. 第4項による解除によって、被解除者に損害、損失、費用等が発生した場合でも、解除者は責任を負わないものとします。

第20条（輸出規制及び制裁）

1. 本件ハードウェアには、米国の輸出・再輸出規制に関する法令及び他の法域で適用される同様の制裁法令（制裁当局（米国（米国財務省外国資産管理室（以下「OFAC」といいます。））、米国国務省等を含みますが、これらに限られません。）、国際連合、欧州連合及びその加盟国、英国財務省、日本国財務省等を含みます。）によって管理、施行又は執行される貿易、経済、金融制裁法）、制裁規制、禁輸措置及び制限措置（これには、米国商務省が管理する輸出管理規則（以下「EAR」）、米国財務省 OFAC が管理する貿易・経済制裁措置、及び米国国務省が管理する国際武器取引規則（以下「ITAR」といいます。）、日本国財務省・経済産業省が管理する外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）が含まれます。）が適用される場合があります。契約者は、本件ハードウェア無償提供契約成立時において、以下の各号に掲げる事項が正確かつ真実であることを表明し、かつ、将来にわたっても確約するものとします。
 - (1) 米国が物品の禁輸を行っている国、又はその他制裁法令により経済制裁の対象となっている国に居住していないこと
 - (2) 適用される輸出・再輸出に関する法令、他の法域で適用される同様の法律、その他米国政府の禁止・制限対象者リストに記載されている取引禁止対象者又はこれらの者に所有もしくは支配（最終的な支配を含みます。）されている者ではないこと
 - (3) これらの制裁法令に違反することとなる可能性のある活動に従事していないこと
2. 契約者は、EAR 及び OFAC が管理する貿易・経済制裁措置並びに外為法等を含む全ての該当する輸出・再輸出規制に関する法令を遵守することに同意します。具体的には、契約者は、本件ハードウェア無償提供契約に基づいて当社から受領した製品、ソフトウェア、技術（当該技術から派生した、又は当該技術に基づく製品を含みます。）、サービスを、EAR 及び OFAC が管理する貿易・経済制裁措置、又は米国若しくはその他の法域の適用される法令（外為法を含みます。）で禁止されている目的地、団体、個人に対して、これらの法令で必要とされる事前承認を管轄政府機関から得ることなく、直接的又は間接的に、使用、販売、輸出、再輸出、移転、転用、リリース、又はその他の方法で処分しないことに同意します。

第21条（存続条項）

本件ハードウェア無償提供契約が、解除その他の原因の如何を問わず、終了した場合であっても、本規約中、第4条（所有権の移転及び危険負担）第2項、第6条（代替ハードウェアの貸与）第3項後段、第4項から第6項、第12条（秘密保持義務）から第16条（契約の解除等）、第19条（反社会的勢力の排除）から第26条（協議事項）までの規定は、引き続き完全な効力を有するものとします。

第22条（完全合意）

本規約は、本規約の対象事項に関する契約者及び当社との完全なる合意を構成し、当該対象事項に関して、本件ハードウェア無償提供契約の成立前になされた、契約者及び当社との合意に取って代わります。

第23条（分離可能性）

本規約の規定の一部が、法令等により無効又は執行不能となった場合であっても、本規約のうち無効又は執行不能とされた規定以外の規定は引き続き完全な効力を有するものとします。

第24条（準拠法）

本件ハードウェア無償提供契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されます。

第25条（裁判管轄）

契約者及び当社は、本件ハードウェア無償提供契約に関する一切の事項については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第26条（協議事項）

本規約に定めのない事項、又は本規約の条項の解釈について疑義が生じた事項については、契約者及び当社が誠実に協議のうえ、解決するものとします。

[以下余白]